

令和2年度 第2回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年5月8日（金） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見
について
日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（17名）

2 尾藤元一	3 高橋忠明	5 押条和司朗	6 中泉敏則
7 鈴木修三	8 篠原京子	9 星川俊夫	10 高橋博
11 坂上宏	12 眞鍋晴豊	13 鈴木博美	14 高橋藤信
15 鈴木和治	16 鈴木秀幸	17 寺尾悟志	18 則友祝幸
19 石川武将			

出席農地利用最適化推進委員（21名）

2 石川茂	3 薦田悦男	4 森川雅之	5 石川俊治
6 佐藤保之	7 宇高勉	8 鎌倉静夫	9 尾崎之隆

10 喜井仁志 11 村上紘一 12 三宅恒久 13 高橋健志
14 受川清男 15 河村一碩 18 眞鍋聖二 20 渡辺昇
21 越智寧 22 村上佳清 23 近藤良啓 24 高橋祥志
25 鈴木敏也

欠席委員（2名）

1 大西嘉一郎 4 横尾昇

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

1 脇純樹 16 合田篤夫 17 鈴木一郎 19 川上雅司

出席した職員

事務局長 篠原敬三 次長 石川考太 係長 大西かおり
係長 合田圭 係長 三村真都華 主査 金子愛弓

第2回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年5月8日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
1番 大西 嘉一郎 (おおにし よしいちろう) 委員

4番 横尾 昇 (よこお のぼる) 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 純樹 (わき じゅんき) 委員

16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員

17番 鈴木 一郎 (すずき いちろう) 委員

19番 川上 雅司 (かわかみ まさし) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

6番 中泉 敏則 (なかいずみ としのり) 委員

7番 鈴木 修三 (すずき しゅうぞう) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 真都華 (みむら まどか) 君

三村係長 それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告します。

番号1、土居町畑野の田1筆について、令和2年3月10日解約。

番号2、土居町畑野の田1筆について、令和2年3月30日解約。

番号3、土居町蕪崎の田1筆について、令和2年4月4日解約。

番号4、土居町野田の田1筆について、令和2年4月6日解約。

番号5、金田町金川の畑1筆について、令和2年3月24日解約。

番号6、川之江町の畑3筆について、令和2年3月26日解約。

以上、6件の合意解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華 (まどか) 君

三村係長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明の前に訂正があります。番号9をご覧ください。渡し人の住所に誤りがありますので、訂正をお願いいたします。

それでは説明に移ります。申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1、豊岡町大町の田1筆について、所有者である弟は遠方に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する兄へ贈与するものです。

許可後は芋の栽培を予定しています。

番号2、豊岡町豊田の田2筆について、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3、土居町蕪崎の畑1筆について、所有者が遠方に居住し耕作困難なため、申請地近隣に居住する受人へ贈与するものです。許可後は果樹、野菜の栽培を予定しています。

番号4、土居町藤原2番耕地の畑1筆について、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5と6は受人が同一人のため、まとめて説明します。土居町野田の畑2筆について、売買による所有権移転です。申請地には2年前から松の木が植えられており、その松を販売したあと、黒松の苗木の育成を予定しています。なお、野菜や果樹だけでなく、販売を目的とする花木について肥培管理をしていけば農地として認められています。

番号7、土居町天満の畑1筆について、所有者が遠方に居住し耕作困難なため、申請地近隣に居住する受人へ贈与するものです。許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号8、中之庄町の田1筆については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利であり、経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号9、土居町津根の田8筆、畑10筆について、売買による所有権移転です。遠方に居住する兄の農地を買い取り、経営規模を拡大するものです。許可後は里芋、果樹栽培を予定しています。

番号10、富郷町寒川山の田1筆について、売買契約の合意解除により所有権を戻してもらうものです。近隣で耕作便利のため解除を行い、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号11、土居町土居の田1筆について、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すものです。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号12と13は関連案件のため、まとめて説明します。土居町上野の田1筆について、売買による所有権移転、耕作権移転です。受人は申請地に隣接する農地を所有しており、耕作便利のため申請するもので、許可後は里芋、水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番
委員 特に異議ありません。

議長 10番
委員 特に異議ありません。

議長 11番
委員 特に異議ありません。

議長 12番
委員 特に異議ありません。

議長 13番
委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 「特になし。」との声。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい）君

合田係長 すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1、妻鳥町の案件について、申請人は生活施設から近く、住環境の整った申請地に賃貸共同住宅を建築するものです。

番号2、中曽根町の案件について、申請者は不動産賃貸業を営みながら農

業を行っていますが、相続した農地の耕作維持が困難なため、生活施設から近く、住環境の整った申請地に賃貸共同住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特にありません。

議長 番号2番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 「特になし。」との声

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい）君

合田係長 それでは議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について説明します。

番号1、寒川町の案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。申請者は当初自己住宅建設のため転用許可を受けましたが、家庭の事情から中止することとなり、そのまま農地として利

用を続けていました。しかし、現在この場所は駐車場として需要があるため、今回その土地を貸駐車場として利用できるよう申請するものです。なお、既に造成されておりますが、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 「特になし。」との声。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西係長 それでは議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1、土居町蕪崎の案件について、受人は自動車修理業を営んでいますが、受注の増加により、修理車両置場の確保に苦慮しており、会社に隣接

する申請地を譲り受けての車両置場建設です。なお、申請地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の5号の規定により、「既存の施設の敷地面積に対し2分の1を超えない拡張」については例外規定が設けられていることから、立地基準については問題ありません。

番号2、中曽根町の案件について、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、新居を建築するため、実家に近接している申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号3、豊岡町の案件について、受人は自宅侵入路が狭く、また自家用駐車場も不足していることから、隣接する申請地を譲り受けての進入路拡幅及び露天駐車場です。

番号4、金生町山田井の案件について、受人はとび・足場工事業を営んでいますが、資材置場の確保が急務となり、申請地を譲り受けての資材置場建設です。なお、既に造成されておりますが、始末書が提出されています。

番号5、上柏町の案件について、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭であるため、妻の実家に近い申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号6、妻鳥町の案件について、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、手狭であるため、妻の実家に近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号7から12は受人が同一人ですのでまとめて説明します。土居町藤原7番耕地の案件について、受人はシール及びラベル用の粘着紙や粘着フィルム等粘着素材の製造を行っています。近年フィルムを基材とするこれらの材料がめざましい成長を遂げており、順次生産設備を増設してきましたが、敷地内の用地が上限に達しています。そこで、早急に生産体制の増強を図る必要があり、隣接する申請地を譲り受けて工場を拡張するものです。

3000㎡を超える案件ですので、排水計画等については、都市計画課の開発

協議で審議されております。

番号13、上柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、今回、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地4区画の造成です。

番号14、土居町北野の案件について、受人は太陽光の売電により安定的な収入を得るべく、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けて太陽光発電所を建設するものです。

番号15、土居町津根の案件について、受人は製造業を営んでいますが、工場建屋の増設により従業員の駐車場が不足しているため、今回申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番から12番
委員 特に異議ありません。

議長 13番
委員 特に異議ありません。

議長 14番
委員 特に異議ありません。

議長 15番
委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 「特になし。」との声。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。
委員 挙手全員
議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華（まどか）君
三村係長 それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画」について説明します。
番号1、土居町中村の畑1筆について、5年間の賃貸借です。
番号2と3は受人が同一人であるため、まとめて説明します。土居町蕪崎の田2筆について、10年間の使用貸借です。
番号4から6については関連案件のため、まとめて説明します。4と5の寒川町の田2筆については、農地中間管理機構へ10年間貸し付けを行い、6

については、その2筆を農地中間管理機構から借り受けるというものです。こちらは農地中間管理事業法という法律に基づき、担い手へまとまりのある形で農地を貸し付ける事業であり、個人間の契約でなく農林水産省が立ち上げた機構を通すことで直接的なトラブルを回避できます。また、今回の受手である株式会社七福について、法人として農地の貸し借りは初めてのため、経営面積はゼロとなっていますが、代表者は個人で現在も耕作されており、また営農計画でも経営規模拡大の意向もあるなど、実績も含め問題ないと考えています。

番号7から13については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号7番から13番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 番号7番から13番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (特になしとの声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君

金子 それでは、諮問第1号「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について説

いたします。

申請は4件です。

番号1については、議案第2号番号2に関連して、申請人より、宅地として使用するため、払い下げを受け、一体利用する予定です。

番号2については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

番号3については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

番号4については、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、宅地として利用する予定です。

以上で、説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議 長 2番

委 員 特にありません。

議 長 3番

委 員 特にありません。

議 長 4番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (特になしとの声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西係長 諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1 個別除外の案件です。申出者は市内の賃貸物件に妻と子供の3人で住んでいます。妻の両親は二人暮らしで農業を営んでおりますが、高齢となったため農繁期には申請者夫婦も両親の手伝いをする機会も多くなったことから、妻の実家近くで新居を構えようと計画しています。妻の実家から遠く離れてしまうと、農作業の手伝いに行くのも大変であります。そこで、実家の近くに住むことにより、農作業の手伝いに行きやすく、また、両親の面

倒を見なければいけなくなった時、これから起こりうる環境の変化にも対応できると思い、まずは実家近くの宅地等で土地を探しました。しかし、見つからなかったため、申出者の妻の両親が所有する土地の中から、申出者の妻の両親の家から徒歩5分で行け、半径400m以内を選定対象とし複数検討しましたが、除外申出地以外に利用できる土地がなかったため、やむを得ず農用地区域から除外するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (特になしとの声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、変更しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (特になしとの声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:10)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 中 泉 敏 則

委 員 鈴 下 修 三
